医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時)

令和6年2月16日から、受診歴、お薬情報、特定健診情報その他必要な情報を活用した診療を行うため、標記加算の請求が発生いたします。

公的医療保険を使用する場合、法律に基づき 1 点 10 円・10 円未満四捨五入で計算され、同意や紹介状の有無で変わる自己負担差額は最大 10 円です。※交通事故、自費払い等を除く。

証種別	受付時同意	紹介状※	点数
マイナ保険証	あり	1	2点
	なし	あり	2点
	なし	なし	4 点
従来 保険証	選択不可	あり	2点
資格確認書 等	選択不可	なし	4 点

マイナ保険証の利用にご協力くださいますようお願いいたします。なお、認証失敗に備えて通常の保険証もお持ちください。

●注意点

診察に診療情報を活用するため、初診の受付時に、マイナ保険証による診療情報提供同意や紹介状の持参がなければ、4点となります。後日来院したときに同意等をしても、遡って2点にはなりません。

令和6年2月14日 秋田赤十字病院 医事課

[※] 他の保険医療機関から当院に宛てた紹介状(受診報告のみを除く)